

第5章. 計画の推進に向けて

この章では、計画理念を実現するための進行管理のあり方と、市民、事業者、学術・研究機関などとの連携・協働による推進体制について示します。

1. 計画の推進体制

今後、計画の推進や進行管理を行う上では、市民・事業者・市などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。そのため、各主体が連携して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

(1) 環境審議会

市長の諮問を受けて、環境基本計画の策定・変更や、環境に関する基本的事項、重要事項の調査・審議を行います。

環境に関する基本的事項については、必要に応じて、市長への積極的な提言も行います。

(2) パートナーシップ型組織

市民、事業者と市の連携・協働の取組を推進します。

市民や事業者の自主的・自発的な取組を、市がパートナーとして支援することで、重点環境施策を含む各種施策の推進力としての役割を担っています。

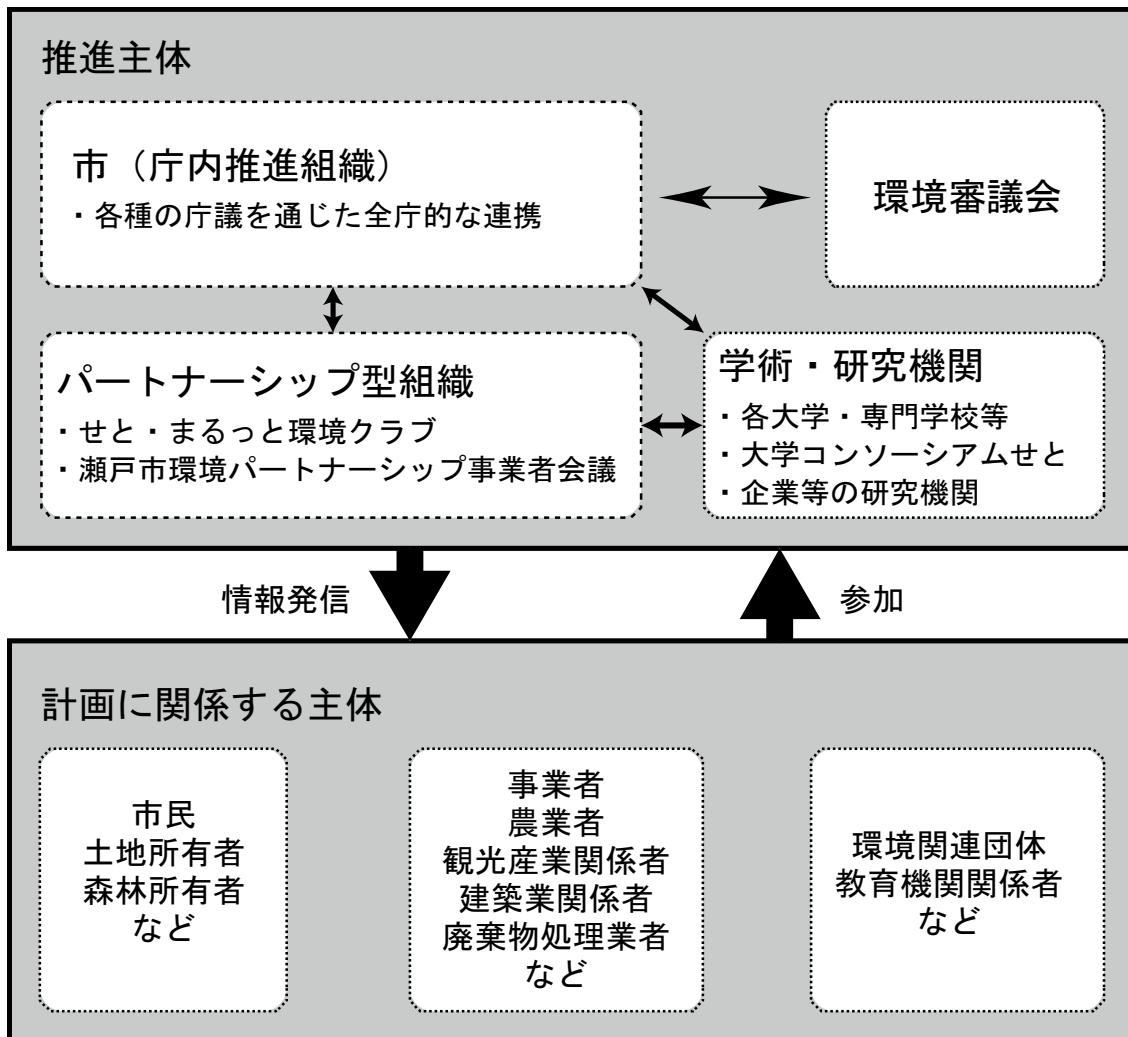
(3) 市(庁内の推進組織)

市長の指揮のもと、本計画に沿った各種施策を実施します。

政策会議などの庁議を通して全庁的な連携を図りながら、計画理念の実現を目指します。

(4) 学術・研究機関

市内の各大学や専門学校等、大学コンソーシアムせとの構成員、企業等の学術・研究機関などと、環境分野に関する研究や新たな取組を検討していきます。また、必要に応じて、パートナーシップ型組織への参加や協力も図ります。



■推進体制

2. 計画の進行管理

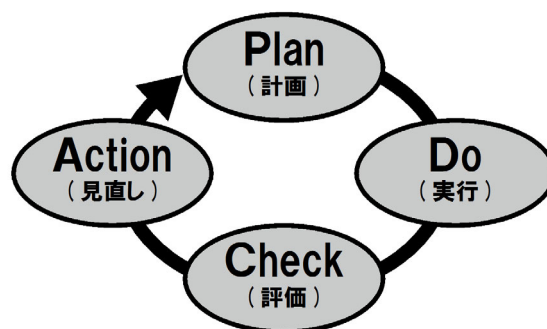
計画の進行管理は、下記に示すPDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図り、着実に推進します。

具体的には、本計画に関する施策・事業の実施計画を作成し、実施計画に基づいて施策・事業を着実に実施します。施策・事業の実施状況や目標の達成状況の点検・評価を毎年行い、点検・評価結果を年次報告として取りまとめ、瀬戸市環境審議会等に報告・公表し、必要に応じて施策・事業の見直しを検討します。

また、計画策定後5年（令和7年度（2025年度））を目途に、環境指標に基づく基本的施策の実施状況や重点環境施策の進捗状況などについて中間評価を行います。中間評価については、瀬戸市環境審議会での審議を受け、施策・事業の見直しを行います。

(1) 計画(Plan)

計画の策定や見直しによって、計画理念を実現するための行動目標などを設定します。計画の策定や見直しについては、市民・事業者の意見を反映しつつ、環境審議会での審議を中心とします。



(2) 実行(Do)

計画に基づいて、市民・事業者・市が具体的な取組を実施します。取組を実施する際には、各主体個々の取組に加え、地域やパートナーシップ型組織との連携・協働による取組みを進めます。

(3) 評価(Check)

計画理念が実現に向かっているかを基本方針ごとに、環境審議会などでの意見を踏まえて評価します。特に重点環境施策について、スケジュールや達成目標に基づいた進捗管理を行います。

(4) 見直し(Action)

評価の結果に基づき、施策の実施方法などを見直すほか、重点環境施策の見直しや新たな取組を検討します。見直しの時期としては、計画期間の中間である5年を目途に中間見直し、計画期間末に次の計画改定に向けた見直しを行います。